

記載要領等	租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 25 項・第 70 条の 7 の 6 第 26 項・第 70 条の 7 の 8 第 14 項の規定の適用を引き続き受けた旨の届出書（特例措置）
-------	--

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 70 条の 7 の 5 第 2 項第 1 号に規定する特例認定贈与承継会社、同法第 70 条の 7 の 6 第 2 項第 1 号に規定する特例認定承継会社又は同法第 70 条の 7 の 8 第 2 項第 2 号に規定する特例認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、措置法 70 条の 7 の 5 第 25 項において準用する同法第 70 条の 7 第 30 項（第 4 号に係る部分に限ります。）・第 70 条の 7 の 6 第 26 項又は第 70 条の 7 の 8 第 14 項において準用する同法第 70 条の 7 の 2 第 31 項（第 4 号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受けている方（「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の(3)に該当する場合として当該届出書を提出した方）が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに特例認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める日です。

- 1 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間内にある場合 基準日の翌日から 5 月を経過する日
- 2 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後にある場合 基準日の翌日から 3 月を経過する日

（注） 「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。なお、経営（贈与・相続）報告基準日とは、措置法第 70 条の 7 の 5 第 2 項第 9 号（第 70 条の 7 の 6 第 2 項第 9 号、第 70 条の 7 の 8 第 2 項第 6 号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

《記載要領等》

- 1 A 欄は、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号までの事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「**（贈与）特定事業年度**」といいます。）の売上金額に下記 3 (1) の売上判定事業年度の月数を乗じて、（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。
 - 2 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。
 - 3 a 欄～d 欄は次のとおり記入します。
 - (1) 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号までの事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「**売上判定事業年度**」といいます。）の売上金額を記入します。
 - (2) 「b 売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額 ÷ （贈与）特定事業年度の売上金額（上記(1)により計算された金額） × 100」により計算します。
 - (3) 「d 雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数 ÷ 適用対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数 × 100」により計算します。
- （注） 「**資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合**」とは、措置法第 70 条の 7 の 5 第 3 項において

＜租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 25 項・第 70 条の 7 の 6 第 26 項・第 70 条の 7 の 8 第 14 項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書（特例措置） 記載要領等＞

準用する同法第 70 条の 7 第 3 項第 9 号（措置法第 70 条の 7 の 6 第 3 項又は措置法第 70 条の 7 の 8 第 3 項において準用する措置法第 70 条の 7 の 2 第 3 項第 9 号）等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。

- 4 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、2 の「a 売上判定事業年度の売上金額」が「A （贈与） 特定事業年度における売上金額」以上となった事実の有無について記入してください。
- 5 特例認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。

- (注) 1 「**特例適用対象贈与の時**」とは措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「**相続開始の時**」とは措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項の規定の適用に係る相続の開始の時をいいます。
- 2 「**常時使用従業員**」とは、措置法第 70 条の 7 の 5 第 2 項第 1 号イ（第 70 条の 7 の 6 第 2 項第 1 号イ、第 70 条の 7 の 8 第 2 項第 2 号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。
 - 3 「**要件緩和期間**」とは、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には、特例対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間をいい、経営（贈与・相続）報告基準日が（贈与）特定期間内にある場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日から 1 年を経過するごとの日（以下「**特定基準日**」といいます。）の直前の**特定基準日**（その 1 年を経過する日が最初の**特定基準日**である場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日）の翌日から次の**特定基準日**までの期間）をいいます。なお、「**（贈与） 特定期間**」とは、措置法第 70 条の 7 の 5 第 25 項において準用する措置法第 70 条の 7 第 30 項第 1 号（租税特別措置法施行令（以下「**措置令**」といいます。）第 40 条の 8 の 5 第 36 項において準用する措置令第 40 条の 8 第 51 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）（同法第 70 条の 7 の 2 第 31 項第 1 号（措置令第 40 条の 8 の 6 第 43 項又は措置令第 40 条の 8 の 8 第 19 項において準用する措置令第 40 条の 8 の 2 第 55 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に規定する（贈与）特定期間をいいます。
 - 4 「**雇用判定基準日**」とは、措置令第 40 条の 8 の 5 第 36 項において準用する措置令第 40 条の 8 第 57 項第 1 号及び第 2 号（措置令第 40 条の 8 の 6 第 43 項又は措置令第 40 条の 8 の 8 第 19 項において準用する措置令第 40 条の 8 の 2 第 61 項第 1 号及び第 2 号）に規定する雇用判定基準日をいいます。
 - 5 「**特例経営（贈与・相続）承継期間**」とは、措置法第 70 条の 7 の 5 第 25 項において準用する措置法第 70 条の 7 第 30 項第 1 号（措置法第 70 条の 7 の 6 第 26 項又は措置法第 70 条の 7 の 8 第 14 項において準用する第 70 条の 7 の 2 第 31 項第 1 号）に規定する期間をいいます。